

新潟市地域子育て相談機関事業実施要綱

(目的)

第1条 本事業は、全ての妊産婦及びこどもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）から、地域の身近な相談機関として気軽に利用してもらうことで、継続的につながる関係性を築き、必要な情報の提供や助言、支援を行うことを目的とする。また、子育てに何らかのリスクを抱えた家庭を早期に必要な支援につなげることで、関係機関と連携しながら、継続的な地域での見守りを実施する。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、新潟市とする。

2 本事業の実施については、事業の運営の全部又は一部を適切な事業運営が確保できると認められる社会福祉法人、特定非営利法人又は民間事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託等を行う。

(事業内容)

第3条 本事業においては、児童福祉法第10条の3に基づく地域子育て相談機関として、次の内容を実施する。

(1) 相談支援

全ての妊産婦及びこどもとその家庭からの相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や利用者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、支援につなげること。

(2) 子育て世帯等に対する情報発信

地域子育て相談機関の名称、所在地その他必要な情報を提供すること。また、運営主体の特色も活かしつつ、利用者や地域の住民に子育てに関する情報の提供を行うこと。

(3) 子育て世帯とつながる工夫

こども家庭センターをはじめとする関係機関と連携しながら、利用者同士の交流の場や、特定の悩みを解消する魅力的な講座を開催するなど、積極的に足を運びやすい環

境づくりを行うこと。

(4) 関係機関との連携

行政の支援や専門的な情報提供が必要なものについては、本人同意を得たうえで、こども家庭センターに情報共有し必要な支援につなげ、関係機関と共同して継続的な地域での見守りを実施すること。

(実施場所)

第4条 本事業の実施場所は、前条の事業内容が実施可能な地域子育て支援拠点事業を行う場所、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができる」と市長が認める場所とする。

(対象者)

第5条 全ての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象とする。

(職員の配置)

第6条 本事業は、地域子育て支援拠点事業に従事する専任職員が担うものとする。

(相談記録)

第7条 相談の実施にあたっては、相談内容及び対応状況について、相談記録票を作成し保存する。また、各種関係機関へつなぐ際には、必要に応じて相談記録票等を共有する。

(守秘義務)

第8条 本事業の業務に従事する者は、対象者等への対応には十分に配慮するとともに、業務を行うにあたって知り得た情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(費用)

第9条 市長は、事業を実施する社会福祉法人等に対して、別に定めるところにより当該事業に係る費用を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。